（前のページより続き）
国家試験
診療放射線技師国家試験の施行（同）　四
臨床検査技師国家試験の施行（同）　四
理学療法士国家試験の施行（同）　四
作業療法士国家試験の施行（同）　四
視能訓練士国家試験の施行（同）　四
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　四
はり師国家試験の施行（同）　四
きゅう師国家試験の施行（同）　四
柔道整復師国家試験の施行（同）　四
言語聴覚士国家試験の施行（同）　四
臨床工学技士国家試験の施行（同）　四
義肢装具士国家試験の施行（同）　四
歯科衛生士国家試験の施行（同）　四
歯科技工士国家試験の施行（同）　四
第四十五回救急救命士国家試験の施行（同）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
公文書等の管理に関する日本中央競馬会関係　五
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　六

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域を定めるなどすることとした。（第一条関係）

2　施行期日等

（一）この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

（二）この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（国土交通省）

1　住宅を新築する建設工事の発注者等への説明書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第四条関係）

2　指定住宅紛争処理機関の業務の特例及び住宅紛争処理支援センターの業務の特例に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定の適用についての技術的読替えを改めることとした。（第九条及び第一〇条関係）

3　この政令は、令和三年九月三〇日から施行することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第二四三号）（内閣府本府）

1　特例給付の支給要件となる所得の限度額を、児童手当法第五条第一項に規定する扶養親族等及び同法附則第二条第一項に規定する児童がないときは八五八万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、八五八万円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八万円を加算した額とすることとした。（第七条関係）

2　特例給付の支給認定に用いる所得の範囲及びその額の計算方法について、第二条の規定は所得の範囲について、第三条の規定は所得の額の計算方法について、それぞれ準用することとした。（第八条関係）

3　特例給付の支給認定に用いる所得の区分について、一月から五月までの月分の給付については、前々年の所得、六月から一二月までの月分の給付については、前年の所得とすることとした。（第九条関係）

4　関係政令について所要の改正を行うものとすることとした。（附則第二項関係）

5　この政令は、令和四年六月一日から施行するものとすることとした。

◇確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四四号）（厚生労働省）

一　確定拠出年金法施行令の一部改正関係

1　他制度加入者に係る企業型年金の拠出限度額は、五万五、〇〇〇円から他制度掛金相当額（他制度加入者ごとに事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。）を控除した額とすることとした。（第一一条関係）

2　次のいずれかに該当する者を企業型掛金拠出者等とすることとした。（第三四条の二関係）

㈠　企業型年金加入者でない他制度加入者であって、その者に係る他制度掛金相当額が三万五、〇〇〇円を上回り、かつ、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五、〇〇〇円を控除した額を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金加入者掛金の最低額を下回るもの

㈡　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であって、その者に係る共済掛金相当額（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。）が三万五、〇〇〇円を上回り、かつ、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五、〇〇〇円を控除した額を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金加入者掛金の最低額を下回るもの

3　個人型年金の拠出限度額は、次のとおりとすることとした。（第三六条関係）

㈠　他制度加入者に係る拠出限度額　二万円（他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合においては事業主掛金を加えた額）が三万五、〇〇〇円を上回るときは、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五、〇〇〇円を控除した額を控除した額）とすること。

㈡　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る拠出限度額　二万円（共済掛金相当額が三万五、〇〇〇円を上回るときは、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五、〇〇〇円を控除した額を控除した額）とすること。

4　その他所要の改正を行うこととした。

二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

1　存続厚生年金基金の加入員について、一に準じた改正を行うこととした。（第三条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年一二月一日から施行することとした。